

船舶インシデント調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年1月16日 08時20分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島北方沖 湯島灯台から真方位054° 1,330m付近 （概位 北緯32° 36.8′ 東経130° 20.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート海喜丸は、漂流中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年2月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海喜丸、5トン未満（長さ6.80m） 292-28045長崎、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力52.2kW、回転数毎分 3,050、3気筒、ボア91.5mm、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、主機を中立運転として漂流中、突然主機が停止した後、船長が、主機等を点検したものの異常を見つけられず、主機を始動できなかったため、運航不能と判断して118番通報し、来援した巡視艇にえい航され、知人の船に引き継がれて長崎県島原市島原港に到着した。</p> <p>本船は、修理業者により開放点検され、燃料タンクに水が溜まっており、水の混入した燃料油が主機に供給されて燃料噴射弁のノズルチップのニードル弁（以下「本件ニードル弁」という。）が焼損して固着していることが判明した。</p> <p>船長は、ふだんから出港前に主機等の点検を行っていたものの、油水分離器を兼ねている燃料油こし器（以下「本件こし器」という。）を確かめていなかったため、燃料油に水が混入していることに気付かず、ドレンを排出していなかった。</p>
分析	本船は、漂流中、船長が本件こし器の点検を行わずに出港して燃料油に水が混入したことに気付かず、水により潤滑が阻害されたことから、本件ニードル弁が焼損して固着し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、漂泊中、船長が本件こし器の点検を行わずに出港して燃料油に水が混入したことに気付かず、水により潤滑が阻害されたため、本件ニードル弁が焼損して固着し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 出航前の点検時には、こし器も確認すること。・ 燃料油に水が混入していた場合、ドレンを排出すること。